第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（登録施設利用促進機関による利用促進業務の実施等）」を付し、同条第一項中「その登録を受けた者（以下「登録施設利用促進機関」という。）に、第五条」を「第五条の規定にかかわらず、同条」に、「理化学研究所及び」を「量子科学技術研究開発機構、理化学研究所又は」に、「、次に掲げる業務の」を「次に掲げる業務については、その」に、「特定先端大型研究施設の利用の区分に従い、登録施設利用促進機関が次に掲げるいずれの業務も行う場合は、その部分）を」を「場合にあっては、その一部）を次項、第十条並びに第十一条第一項及び第二項の規定により文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録施設利用促進機関」という。）に」に改め、同条第二項中「第二条第二項各号に掲げる」を削る。

第九条の見出しを削り、同条第一項及び第二項中「理化学研究所」を「量子科学技術研究開発機構」に改め、同条第三項中「規定は、」の下に「理化学研究所及び」を加える。

第十一条第二項第三号中「種別」の下に「、名称及び所在地並びに当該特定先端大型研究施設が特定放射光施設である場合にあっては、設置者の名称」を加える。

第十三条中「理化学研究所」を「量子科学技術研究開発機構」に、「前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「前条第一項に規定する」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法の一部改正）

第五条　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一項を加える。

２　機構は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第一項に規定する業務を行う。

第十八条第一項及び第十九条第一項第二号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

（国立研究開発法人理化学研究所法の一部改正）

第六条　国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改める。

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第七条　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第十六条第一号」を「第十六条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。

文部科学大臣　永岡　桂子

内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十四号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十六条第三項及び第四項並びに第十九条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十二号」を「第十三号」に、「第四項まで」を「第五項まで」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　第十六条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車　五人

第七条第二項中「又は第十六条第二項」を「、第十六条第二項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、同条第六項中「第九号」を「第十号」に改める。

第十四条第一項中「又は第十六条第二項」を「、第十六条第二項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、同条第二項中「又は第十六条第二項」を「、第十六条第二項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、「同項」を「同条第二項」に改める。

第十五条中「又は同条第三項」を「、同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車又は同条第四項」に改める。

第十六条第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けている場合には、第八条から第十一条までの規定の適用については、当該特定事業者は、その一台につきこれらの規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、甲種普通化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものを除く。）、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車各一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。